

2.2 コミュニティ行政に関する主体や施策

本項では、コミュニティ行政に関する主体や施策について、振り返ります。

(1) 住民協議会

①住民協議会

住民協議会は、大沢住区の市民によるコミュニティ施設の自主管理を通じた市民自治的な運動の流れから誕生しました。大沢地域にある3つの町会（大沢宿町会・大沢原町会・大沢下原町会）を中心に多くの団体や個人が参加し、議論・検討を重ねながら、現在の組織の在り方を定めました。そして、昭和48（1973）年から平成5（1994）年までの約20年間をかけて、大沢住民協議会、三鷹市東部地区住民協議会、三鷹市西部地区住民協議会、三鷹市井の頭地区住民協議会、新川中原住民協議会、連雀地区住民協議会、三鷹駅周辺住民協議会の7つの住民協議会が組織され、併せてコミュニティ・センターも整備されていきました。

コミュニティ・センターを拠点とした活動の展開や事務局職員の雇用による事務機能、住民の意見集約や地域団体との連携・交流機能など、地域における多様な役割や機能を持つ住民協議会は、地域のネットワークにおけるつなぎ役となる存在であり、三鷹市のコミュニティ行政の象徴といえます。また、市民参加の取組にもあったように、住民協議会を中心としたコミュニティ行政の仕組みは、市政にも大きな影響を与えてきました。

しかし現在、住民協議会は、委員の高齢化や役割の固定化が進み、部会活動（住民協議会事業）と、施設利用の調整、コミュニティ・センターの維持管理業務に多くの時間と労力が注がれている面があります。地域に目を向けると、時代や社会の変化に伴い、市民の価値観の変化や生活スタイルの多様化により、多様な市民活動やコミュニティが生まれており、政策形成過程における市民参加の仕組みも様々な形で整備されてきています。こうした中で、住民協議会の現在の組織・活動の在り方では、多様な地域団体の連携や交流支援、相談などの機能が十分に発揮しきれなくなっています。

一方で、各コミュニティ住区で長年積み重ねてきた部会活動やイベントの実施を通じた地域との協力関係、コミュニティ・スクールや地域ケアネットワークとの連携の仕組みなど、住民協議会が持つ地域との交流・連携の仕組みは、これからのコミュニティ行政においても大きなアドバンテージであり、欠かすことができません。

今後は、組織・活動の在り方や業務の見直しなどを通じて、住民協議会が持つアドバンテージを再び發揮し、地域のネットワークにおけるつなぎ役として、市民が集まる場の提供、身近な相談窓口機能、地域におけるコーディネート機能を担っていくことが求められます。

②事務局体制

住民協議会の発足当時は、市民である運営委員が謝礼を得ながらコミュニティ・センターの管理業務の一部を担っていました。しかし、運営委員の負担軽減や有償ボランティアの考え方、行政との連携の在り方などが議論され、住民協議会ごとの事務局職員の雇用、元市職員（管理職経験者）の事務局長への登用など、事務局の体制は変化していました。現在では、各住民協議会で事務局長1名、事務局職員4名のほか、会計年度任用職員や臨時職員が雇用されており、労働条件等を規定する人事給与制度等は市に準じるものとなっています。

事務局職員は、ボランティアである住民協議会委員では担いきれない煩雑な事務作業やコミュニティ・センターの維持管理、部会活動の様々な支援など、住民協議会やコミュニティ・センターの運営に大きな役割を果たしてきました。これにより、委員は住民協議会が取り組むべき事業の内容検討などに専念することができました。

しかし、事務局職員は個々の住民協議会による雇用であることから他の住民協議会や団体への異動が生じないことにより、地域（コミュニティ住区）への誇りと愛着心の醸成や、業務の熟知・熟練といった面でメリットがある一方、事務局内での役割の固定化や業務の属人化などデメリットも見られます。また、知識やノウハウの共有・継承が難しく、競争心や向上心による資質・スキルの向上の阻害が懸念されるほか、職層や経験年数に偏りが生じている事務局もある状況です。

これまでも、住民協議会は「住民協議会の在り方検討委員会」などにおいて、事務局体制や人事給与制度等の検討が進められてきましたが、このような状況を踏まえて、今後の事務局職員の採用や異動、育成等について具体的な検討を進め、それを実現していく時期を迎えていると考えられます。

（2）コミュニティ・センター

三鷹市で初めてのコミュニティ・センターとなった大沢コミュニティ・センターが建設された当時は、「施設の住民管理」の理念に基づき、市は「財政的な援助はするが、自治的な活動には口は出さない」という方針で施設の管理運営がされていました。これは、可能な限り委託（行政の代わりを担う）の性格を抑え、地域住民の主体性を生かすため、コミュニティ・センターの総合的な管理運営を市が住民協議会に委ねる「包括的委託管理方式⁶」を採用したものでした。この方式により、管理に必要な費用は委託料ではなく助成金として市から住民協議会に交付され、住民の自治と責任においてコミュニティ・センターの管理運営が行われてきました。

その後、国の法整備に合わせて、市は平成18（2006）年に「指定管理者制度」を導入し、住民協議会は「公の施設」を管理する受託者としての側面と、自主的な「住民協議

⁶ コミュニティ・センターの総合的な管理運営を住民組織に委ねる方式。本来であれば、施設の管理運営にかかる予算は「委託料」となるが、住民の自治と責任による管理という考え方から、「助成金（補助金）」として支出された。

会活動」を行う地域団体という二つの側面を併せ持つこととなり、現在に至っています。

コミュニティ・センターは、会議室、プール、体育館、浴室、茶室、視聴覚室、工作室、料理講習室などを有し、多様なニーズに応える施設として、住民協議会による多種多様な取組をはじめ、多くの市民に利用されてきました。しかし、住民協議会委員の担い手の確保を目的とした委員選出団体への施設の優先予約のしくみ（一部の住民協議会を除く）や、「コミュニティ・センター ≈ 住民協議会委員の活動場所」というイメージが地域に定着している点などが、施設利用にあたってのハードルの高さにつながることで、利用者が固定化されつつある状況も見られます。さらに、コミュニティ・センターの多くは昭和40年代から50年代の高度成長期から安定成長期に計画・建設されており、時代とともに施設の老朽化が進み、不具合や故障が増えるなど、維持・修繕に多額の費用が掛かるようになっています。加えて、ユニバーサルデザインや施設利用のデジタル化、環境負荷の軽減など、施設にかかる新たなニーズや視点も生まれてきており、社会環境の変化や市民の意向を的確に把握しながら、真に必要な施設機能や求められる利用方法を検討していくことが大きな課題となっています。

こうした折、市では公共施設の総合的なマネジメントを行うため、令和4（2022）年12月に「新都市再生ビジョン」を策定し、建物の長寿命化など老朽化した公共施設の適切な維持保全を計画的に進めるための考え方や方向性を示しました。コミュニティ・センターについては、「学校施設とあわせて、地域コミュニティや交流の拠点、生涯学習や市民活動の場など地域の核となる公共施設として、学校施設を始め他の公共施設と連携・融合した施設となるよう取り組みます。また、プールや体育館等の同種の施設機能については、学校施設との一体化について検討を行います。」としています。現在、コミュニティ・センターのプールの老朽化が課題となっていますが、市立学校のプールや元気創造プラザ、民間施設のプールを含め、部署を超えた全市的な検討により、整備方針を定めていくことが必要です。

一方、コミュニティ・センターは災害時の避難所に位置付けられており、災害時における施設の安全性や快適性の確保は最重要課題となっています。また、一部のコミュニティ・センターは大雨時の浸水予想区域内に立地しており、構造上の対策に加えて、移転や他の施設との統合なども視野にいれた検討が求められます。

【住民協議会とコミュニティ・センター】



【コミュニティ・センター一覧】

施設名	大沢 コミュニティ・ センター	牟礼 コミュニティ・ センター	井口 コミュニティ・ センター	井の頭 コミュニティ・ センター	新川中原 コミュニティ・ センター	連雀 コミュニティ・ センター	三鷹駅前 コミュニティ・ センター
施設 概要	会議室、子ども 室、遊戯室、多目 的室、料理講習 室、鑑賞室、おけ いこ室、乳幼児 室、浴室、図書 室、コミュニティホー ル、体育館、プー ル、レストラン、事 務室	会議室、視聴覚 室、調理講習室、 消費者活動室、 広間、工作室、茶 室、和室、遊戲 室、浴室、図書 室、幼児室、図書 室、浴室、体育 館、プール、レストラ ン、事務室	会議室、幼児室、 工作室、娯楽室、 和室、集会室、調 理室、視聴覚室、 聴覚室、料理講 習室、展示ホー ル、健康管理室、 クラブ室、体育館、 浴室、プール、レス トラン、事務室、テ ニスコート	会議室、図書室、 和室、茶室、工作 室、視聴覚室、幼 児室、料理講習 室、体育館、浴 室、応接室、プー ル、レストラン、事 務室	会議室、図書室、 和室、茶室、工作 室、視聴覚室、幼 児室、料理講習 室、体育館、浴 室、応接室、プー ル、レストラン、事 務室	会議室、大集会 室、料理実習室、 多目的室、茶室、 娯楽室、幼児・子 ども室、トレーニング 室、工芸室、音楽 練習室、図書室、 浴室、体育館、プ ール、事務室	会議室、多目的 室、和室、工作 室、児童室、視聴 覚室、料理講習 室、事務室
敷地 面積 (m²)	5,247.17 m ²	4,259.45 m ²	5,028.43 m ²	3,285.10 m ²	4,578.12 m ²	2,220.30 m ²	1,005.35 m ²
延床 面積 (m²)	3,678.28 m ² (コミュニティ・セ ンター： 2,982.47 m ² 、 体育館： 695.81 m ²)	2,483.66 m ² (コミュニティ・セ ンター： 2,002.63 m ² 、 体育館： 477.11 m ²)	2,324.07 m ² (コミュニティ・セ ンター： 1,763.92 m ² 、 体育館： 504.50 m ²)	1,984.27 m ² (本館： 1032.48 m ² 、 新館：951.79 m ²)	2,572.74 m ² (コミュニティ・セ ンター： 2,016.99 m ² 、 体育館： 555.75 m ²)	2,888.28 m ²	2,958.06 m ²
竣工年	昭和 49 (1974) 年	昭和 53 (1978) 年／コミュニ ティ・センタ ー、昭和 54 (1979) 年／体育館	昭和 54 (1979) 年／コミュニ ティ・センタ ー、昭和 55 (1980) 年／体育館	昭和 62 (1987) 年／本館、 平成 17 (2005) 年／新館	昭和 57 (1982) 年／コミュニ ティ・センタ ー、昭和 59 (1984) 年／体育館	昭和 59 (1984) 年	平成 5 (1993) 年

出典：三鷹市公共施設等総合管理計画【公共施設カルテ編】（平成 29（2017）年）

※連雀コミュニティ・センターの延床面積については、三鷹市公共施設等総合管理計画【公共施設カルテ編】上、区分けがないため、コミュニティ・センターと体育館を合算した数値となる。

(3) 町会・自治会

現在、三鷹市ではマンションの管理組合なども含め約 100 の町会・自治会が活動を行っています。町会・自治会は、戦前から地域の防災、防犯、衛生、慶弔、催事などにおいて、地域住民をつなぐ役目を担い、地域住民の間での相互交流や親睦を深めることなど、地域のコミュニティの形成に大きく寄与してきました。その活動は広く世代を超えて行われ、「顔見知り・挨拶ができる」という地域の基盤となる関係を構築しています。また、このような地域での関係づくり以外にも、行政へ要望や意見を伝える機能も担っています。

しかし、近年は価値観の多様化や生活スタイルの変化（高齢者就業、共働き家庭の増加など）、行政サービスの充実、ICT 技術の普及などにより、「町会・自治会に頼らなくて生活できる社会」が構築されるとともに、若い世代にとっては、地縁的なつながりや活動の頻度・時間帯等が町会加入にあたってのハードルとなっています。このようなことから、市民にとって町会・自治会への加入の必要性が減少しつつあり、一部の市民からは日常生活において必要不可欠な存在ではなくなったという声も聞かれます。現在では、町会・自治会の加入率の低下が進むとともに、加入者の高齢化や担い手不足、役割の固定化、煩雑な事務の継承といった点で課題が生じ、高齢化した加入者が負担感から脱会するなど、組織の継続が困難になっている団体もある状況です。

一方で、国や地方自治体などの行政は防災や高齢者の見守りなどで町会・自治会等地域のコミュニティに一定の役割を求めている面もあり、高齢化が進む町会や加入率の低い町会に大きな負担が生じている面もあります。

地域での「顔見知り・挨拶ができる」関係性の構築は、地域で様々な活動が機能する際の基礎・土台となるものです。このような関係性の構築は、必ずしも町会・自治会だけが担うものではありませんが、関係構築のきっかけづくりや地域内のコミュニケーション上の安心感を醸成する町会・自治会の存在は非常に重要なものと考えます。これからは、町会・自治会自身が地域住民にとって参加しやすい組織づくりや活動内容の工夫を行う必要性を理解することに加えて、行政や他団体との連携による組織の維持・継続・解散の適切な支援方法についても検討が必要です。

(4) 地区公会堂

地区公会堂は、地域の身近な集会施設・「ふれあい」の拠点施設として近隣住区（人と人とのふれあいが生まれ、育つための原単位の地区として設定。徒歩圏 10 分程度を基準とする。）ごとに設置され、地域の季節行事や、会議など様々な団体が活用し、地域のつながりを維持・強化する役割を果たしてきました。今まで 32 か所が整備されており、施設の管理運営は、委託契約により地域の町会・自治会が中心となって担っています。

【地区公会堂一覧】

NO	名 称	管理団体	施設内容	建築年
1	大沢地区公会堂	大沢宿町会	1F ホール 45.08m ² 2F 和室 15畳+15畳	昭和55 (1980) 年
2	野崎地区公会堂	野崎町会	1F ホール(和室) 21畳+27畳 2F ホール 40.50m ²	昭和60 (1985) 年
3	井口地区公会堂	井口協和会	1F ホール 41.00m ² 2F 和室 12.5畳+12.5畳	平成4 (1992) 年
4	東野地区公会堂	東野会	1F ホール 79.77m ² 1F 和室 8畳+10畳	昭和62 (1987) 年
5	上連雀地区公会堂	上連雀友和会	1F ホール 41.32m ² 2F 和室 12.5畳+12.5畳	平成5 (1993) 年
6	深大寺地区公会堂	深大寺町会	1F ホール 45.00m ² 2F 和室 10畳+10畳	平成3 (1991) 年
7	牟礼地区公会堂	牟礼上本町会	1F ホール 141.93m ² 1F ホール 235.9m ² 2F 災害対策用備蓄倉庫	昭和61 (1986) 年 平成28 (2016) 年 (建て替え)
8	下連雀地区公会堂	三鷹南銀座会	3F 和室 16.5畳 3F 第1会議室 73.8m ² 3F 第2会議室 18.5m ²	昭和63 (1988) 年
9	牟礼西地区公会堂	牟礼西組町会	1F ホール 70.00m ² 2F 和室 12畳+12畳	昭和46 (1971) 年
10	牟礼南地区公会堂	牟礼南地区公会堂 管理運営会	1F ホール 43.70m ² 2F 和室 12.5畳+12.5畳	平成6 (1994) 年
11	三鷹台地区公会堂	三鷹台二丁目町会	1F ホール 38m ² +34m ²	昭和48 (1973) 年 平成27 (2015) 年 (建て替え)
12	下連雀むらさき地区 公会堂	下連雀親和会	1F ホール 4m ² +40m ² 2F 和室 15畳+15畳	昭和50 (1975) 年
13	中原地区公会堂	中原四丁目自治会	1F ホール 4m ² +40m ² 2F 和室 10畳+15畳	昭和49 (1974) 年

NO	名 称	管理団体	施設内容	建築年
14	山中地区公会堂	山中親交会	1 F ホール 11m ² +46m ² 2 F 和室 12.5畳+15畳	昭和 51 (1976) 年
15	上連雀通北地区公会堂	曙会	1 F ホール 9m ² +45m ² 2 F 和室 12.5畳+12.5畳	昭和 52 (1977) 年
16	上連雀堀合地区公会堂	上連雀一丁目町会	1 F ホール 47.25m ² 2 F 和室 12.5畳+12.5畳	昭和 55 (1980) 年
17	井の頭東部地区公会堂	井の頭一丁目町会	1 F ホール 40.50m ² 2 F 和室 12.5畳+12.5畳	昭和 55 (1980) 年
18	三鷹駅前地区公会堂	下連雀本町会	2 F 和室 14畳+14畳 3 F ホール 40.11m ²	昭和 57 (1982) 年
19	北野地区公会堂	北野町会	1 F ホール 89.10m ² 2 F 和室 10畳+10畳	昭和 58 (1983) 年
20	高山地区公会堂	牟礼高山町会	1 F ホール 45m ² +2.75m ² 2 F 和室 12畳+12畳	昭和 58 (1983) 年
21	下連雀南浦地区公会堂	下連雀若葉会	1 F ホール 39.60m ² +7m ² 2 F 和室 12.5畳+12.5畳	昭和 60 (1985) 年
22	大沢原地区公会堂	大沢原町会	1 F ホール 47.92m ² 2 F 和室 12畳+12畳	昭和 61 (1986) 年
23	上連雀新道北地区公会堂	上二町会	1 F ホール 50.35m ² 2 F 和室 12.5畳+7.5畳	昭和 61 (1986) 年
24	牟礼東地区公会堂	牟礼東町会	1 F ホール 48.35m ² 2 F 和室 12.5畳+7.5畳	昭和 63 (1988) 年
25	天神前地区公会堂	天神前地区公会堂 管理運営委員会	1 F ホール 48.35m ² 2 F 和室 12.5畳+7.5畳	平成元 (1989) 年
26	下連雀八丁目地区公会堂	下連雀八丁目地区公会堂 管理運営委員会	1 F 和室 15畳 2 F ホール 30.00m ²	平成 2 (1990) 年
27	中原一丁目地区公会堂	ひばりが丘町会	1 F ホール 48.35m ² 2 F 和室 12.5畳+7.5畳	平成 2 (1990) 年
28	新川三丁目地区公会堂	新川本町町会	1 F ホール 57.60m ² 2 F 和室 15畳+12.5畳	平成 3 (1991) 年
29	井口西地区公会堂	井口協和会	1 F 和室 12畳+12畳 2 F ホール 44m ²	平成 3 (1991) 年
30	新川宿地区公会堂	新川宿町会	1 F 和室 40畳 2 F 和室 10畳+10畳	平成 4 (1992) 年

NO	名 称	管理団体	施設内容	建築年
31	井の頭地区公会堂	井之頭町会	1 F ホール 71.28m ² 2 F 和室 59.85m ² 3 F 料理講習室 51.02m ² +1 6.56m ²	昭和 54 (1979) 年
32	大沢下原地区公会堂	大沢下原町会	1 F 和室 8畳、ホール 42.2m ²	平成 18 (2006) 年

近年は、利用の手続きのわかりにくさや煩雑さもあり、利用が一部の市民に固定化される傾向もみられ、より使いやすい施設とすることが課題となっています。また、地区公会堂を管理する町会・自治会の高齢化と後継者不足に伴い、予約の受付や鍵管理（受渡し）、日常清掃などの管理業務が重荷となっている町会・自治会が増加している状況です。このような中、管理受託町会の負担軽減と利用者の利便性の向上を図り、町会活動のデジタル化や今後の地区公会堂の在り方等を検証するため、令和4（2022）年7月に井の頭東部地区公会堂にインターネット予約システム⁷とスマートロック⁸を試行導入しました。試行導入した井の頭東部地区公会堂では、子育て世代の利用が増えるなど、新たな利用者の獲得にもつながっており、今後は地区公会堂を管理する町会・自治会の組織状況や施設の利用者層・立地等の特性を踏まえながら、デジタル技術を活用した管理方法や施設の適正配置について検討する必要があります。

また、地区公会堂は臨時避難所や災害時住宅生活支援施設⁹となっている施設もある一方、コミュニティ・センターと同様に老朽化が進み、修繕や工事にかかる費用が年々増加しています。新都市再生ビジョンにおいても、学校施設・コミュニティ・センターと連携・融合した施設となるよう、地域での総合型・融合型の施設づくりの対象の一つとして検討を進めるものとなっており、幅広い市民が気軽に集まれる施設の確保を前提としつつ検討していく必要があります。

（5）テーマ型コミュニティ

①市民活動・NPO活動

三鷹市ではコミュニティ・カルテ、まちづくりプラン、みたか市民プラン 21 会議、まちづくりディスカッションなどの市民参加の取組を通じて、市民活動や特定テーマ（スポーツ、趣味、学習など）のもとに集うテーマ型コミュニティが数多く生み出さ

⁷ インターネットにより、利用団体が時間や場所に関わらず地区公会堂の空き状況や利用予約ができるシステム。

⁸ 利用団体が鍵を持たずに、予約時に付与される数字4桁の暗証番号を入力することで地区公会堂の鍵を開けることができる仕組み。

⁹ 被災後も自宅で生活する在宅避難者に対して、生活に必要な資機材を配備した施設。災害時に、地域の防災活動拠点として仮設トイレの設置や炊き出しの実施、救援物資等の配給を行うとともに、情報共有やコミュニティの「場」として活用される。

れ、それらの活動が市の施策にも影響を与えてきました。これらの団体の中には、デジタル技術の効果的な活用や従来にないフラットな組織づくりなど、会議の回数を減らし、個人の事情に合わせた活動形態にすることで、参加のハードルを下げ、新たな参加者の呼び込みに成功している事例もあります。このような取組が新規事業や予想もしないつながりを生み出し、新たなコミュニティの創出を促進しています。さらには、時代や社会の変化に伴い、組織とは言えないまでも、活動の内容や形態が様々である「ゆるやかなつながり」が地域には多く生まれており、個々人の生活の充実に寄与しています。

また、市では、みたか市民プラン 21 会議で生まれた市民活動を継続・発展させるため、「参加・協働」の拠点として三鷹市市民協働センターを平成 15（2003）年 12 月に開設しました。運営は NPO 法人みたか市民協働ネットワークが担い、「つなぐ」「ささえる」「つむぎだす」の 3 つの指針により、多くの市民活動の創出と連携を図り、協働のまちづくりと市政への参加を推進してきました。

しかし、この 20 年間で市民活動の在り方も様変わりしてきました。全国的にも手本となるような活動が増え、SNS の普及等によりそれらの情報を自ら得ることで、市民活動を始めるにあたってのハードルが下がっており、必ずしも市民協働センターの支援がなくとも活動を推進できる環境が整ってきています。一方で、活動を始める際の最初のきっかけ作りや、その後の事業展開、他団体との連携方法、活動の拠点となる場所の確保に苦慮している団体もあり、こうしたニーズを掘り起こしサポートしていく必要があります。これらを踏まえ、中間支援組織としての市民協働センターの在り方について検討が必要となっています。

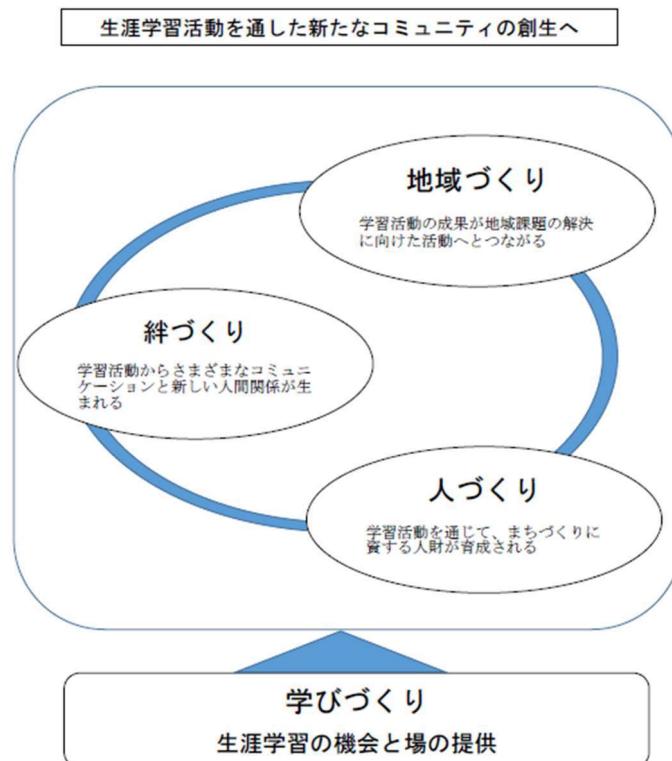
②社会教育・生涯学習

社会教育・生涯学習の活動は、コミュニティ行政とともに市内の地域団体と密接な関係を持ち、「学び」を通じた多くの活動が個々人の自己実現や地域課題の解決、市民生活の向上に寄与するとともに、行政との協働や地域のコミュニティづくりにつながってきました。

現在、三鷹市では生涯学習センターや三鷹ネットワーク大学をはじめ、様々な公共施設で多種多様な学習機会を提供しています。このような学習機会の提供や学習環境の整備を図ることを前提としたうえで、地域全体の活性化を実現するため、学びの成果を地域に還元する仕組みである「学びと活動の循環」を推進しています。

市民が学習活動を始める動機は必ずしも地域や社会の課題解決といった社会的要因だけではなく、個人の興味・関心や、活動による充実感など個人的な要因がきっかけとなっていることがあります。このことから、活動を始めた動機や活動を続けるモチベーションを踏まえながら、市民が楽しく継続的に学べる環境づくりと、学びを実践につなげたいと思った時の支援メニューなどを整備しておくことが重要です。

【学びと活動の循環】関係図



出典：三鷹市生涯学習プラン 2022（令和2（2020）年）

③スクール・コミュニティ

三鷹市では、「コミュニティ行政」「参加と協働」の推進により、教育分野においても地域の力と創意工夫による特色ある学校づくりや、学校・子どもを縁としたコミュニティ（スクール・コミュニティ）づくりが進められてきました。

平成18（2006）年に開園した「にしみたか学園」以降、平成21（2009）年9月までに市内すべての市立小・中学校を7つの小・中一貫教育校（学園）とし、すべての学園にコミュニティ・スクール委員会を設置し、全国に先駆けて「三鷹モデル」といえるコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育が実践されています。例えば、コミュニティ・スクール委員会において各学園・学校のビジョンを共有したうえで、地域資源を活用した授業づくりやボランティアによる学校支援など、PTAやおやじの会などの保護者、青少年対策地区委員会や交通安全対策地区委員会をはじめとする地域の協力者が連携・協働した教育活動が積み重ねられています。

このように、コミュニティ・スクールにおける協議や活動を通じて、学校や子どもたちに関わる市民のつながり、スクール・コミュニティが形成されてきました。令和3（2021）年には、これまで学園単位で発展してきたスクール・コミュニティと全市を対象に活動する団体との連携を図るために、三鷹スクール・コミュニティ推進会議を設置し、更なるネットワークの拡大と連携を図っています。今後は地域と学校の間で生まれ

たつながりを起点として、事業や人財が三鷹の重層的・複層的な多様なコミュニティの中で循環していくことも期待されます。

さらに現在、学校施設を地域のコモンズ（共有地）として捉え、学校教育（第1部）のみならず、放課後等における子どもたちの居場所（第2部）や地域みんなの活動の場（第3部）として活用する「学校3部制」に向けた取組が進められており、コミュニティ・センターや地区公会堂に加え、市民にとって歩いて行ける、より身近なコミュニティ活動の拠点の一つになることが期待されます。